

水と土の芸術祭 2015 実行委員会 会則

(名称)

第1条 本会は、水と土の芸術祭 2015 実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、水と土の芸術祭 2015（以下「芸術祭」という。）を円滑に開催するために必要な事項を審議し、実行し総括することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1)芸術祭の開催及びこれに関する事業
- (2)その他、第2条に掲げる目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 実行委員会は、別表の団体等をもって構成する。

(役員)

第5条 実行委員会には、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1)実行委員長 1名
- (2)副実行委員長 若干名
- (3)監事 2名

(役員を選任)

第6条 役員は、実行委員会の中から互選により選任する。

2 監事は、実行委員会の外部から選任できるものとする。

(役員職務)

第7条 実行委員長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。

2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長が不在のときは、その職務を代行する。

3 監事は、会計及び業務を監査する。

(会議)

第8条 実行委員会の会議（以下「会議」という。）は、実行委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1)会則の制定及び改廃に関すること。
- (2)芸術祭の計画及び運営に関すること。
- (3)その他重要な事項に関すること。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 実行委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(参与)

第9条 実行委員会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、芸術祭の基本的な方向性を導引する。
- 3 参与は、実行委員長が委嘱する。

(総合ディレクター)

- 第10条 実行委員会に総合ディレクターを置くことができる。
- 2 総合ディレクターは、次条に掲げるディレクターを統括する。
 - 3 総合ディレクターは、実行委員長が委嘱する。

(ディレクター)

- 第11条 実行委員会にディレクターを置くことができる。
- 2 ディレクターは、総合ディレクターの指示に従い、専門的知識を活かし、担当する部門の企画・運営を指導・推進する。
 - 3 ディレクターは、実行委員長が委嘱する。

(アドバイザー)

- 第12条 実行委員会にはアドバイザーを置くことができる。
- 2 アドバイザーは、実行委員長の求めに応じ、実行委員会に対して助言を行う。
 - 3 アドバイザーは、実行委員長が委嘱する。

(部会)

- 第13条 実行委員会に部会を置くことができる。
- 2 部会は、それぞれの専門分野等において、事業を推進するものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、部会に関して必要な事項は、実行委員長が定める。

(作品選定会議)

- 第14条 実行委員会に作品選定会議を置くことができる。
- 2 作品選定会議の運営等に関する事項については、実行委員長が別に定める。

(専決処分)

- 第15条 実行委員長は、第8条第2項に掲げる事項について、緊急を要するときは、これを専決処分することができるものとする。
- 2 実行委員長は、第1項の規定により専決処分したときには、次の会議でこれを報告しなければならない。

(解散)

- 第16条 実行委員会は、その決議により解散することができる。
- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、新潟市に帰属するものとする。

(事務局)

- 第17条 実行委員会の事務を処理するため、新潟市観光・国際交流部水と土の文化推進課内に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長を置く。
 - 3 前2項に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項は、実行委員長が定める。

(会計)

- 第18条 実行委員会の経費は、負担金、寄附・協賛金、その他の収入をもって、これに充てる。

(会計年度)

- 第19条 実行委員会の会計年度は、初年度は実行委員会設立の日から平成27年3月31日

までとし、次年度以降、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第20条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については実行委員長がこれを定める。

附 則

この会則は、平成26年4月28日から施行する。

別表

水と土の芸術祭2015実行委員会 構成団体等一覧

区分	団体等名称	区分	団体等名称	
市民・地域	市民サポーターズ会議	商工・経済団体	(一社)新津青年会議所	
	北区		(一社)白根青年会議所	
	東区		(一社)にいがた北青年会議所	
	中央区	交通関係	東日本旅客鉄道(株)新潟支社	
	江南区		新潟交通(株)	
	秋葉区	学校・教育関係	新潟大学	
	南区		新潟市小学校長会	
	西区		新潟市中学校長会	
	西蒲区		はばたけ21の会	
農業団体	新潟県土地改良事業団体連合会	各種団体	(一社)日本旅行業協会新潟地区会	
	亀田郷土地改良区		日本ホテル協会信越支部会新潟市協議会	
	西蒲原土地改良区		新潟市旅館協同組合	
	豊栄土地改良区		新潟市漆器同業組合	
	白根郷土地改良区		(公社)新潟県観光協会	
	新津郷土地改良区		(公財)新潟観光コンベンション協会	
	木崎濁川土地改良区		(公財)新潟市芸術文化振興財団	
	葛塚土地改良区		(公財)新潟市国際交流協会	
	新潟県農業協同組合中央会		食の陣実行委員会	
	全国農業協同組合連合会新潟県本部		NPO法人まちづくり学校	
	新潟みらい農業協同組合		NPO法人新潟水辺の会	
	新潟市農業協同組合		NPO法人新潟NPO協会	
	豊栄農業協同組合		マスコミ	新潟日报社
	新津さつき農業協同組合			行政機関
	越後中央農業協同組合	国土交通省北陸信越運輸局		
水産団体	新潟漁業協同組合	国土交通省北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所		
	商工・経済団体	新潟商工会議所	国土交通省北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所	
亀田商工会議所		国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所		
新津商工会議所		国土交通省北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所		
新潟県商工会連合会		新潟県新潟地域振興局		
新潟経済同友会		新潟市		
新潟市商店街連盟		新潟市教育委員会		
(一社)新潟青年会議所				

計 63団体等